

自治制度演習 A（2008年6月19日）

地方自治体の行財政改革について

公共経営研究科 播野 良和

1 はじめに

第1期では、和歌山県の財政運営について検討を行い、また、他県の事例にも触れたところ、財政運営及び財政状況の改善には、技術上の改善と事業評価によるものが多いのではないかと考えた。一方で、今回はそれぞれの内容について、詳細の検討に入る前に、その背景となった行政改革プランに基づく改善策について、現状での進捗状況をみていきたいと考える。行革プランの実行の過程で、上記の方策が取り入れられた事例もあるのではないかと考えるからである。

行革プランの現状については、平成17年3月29日付け総行整第11号「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」で示されている①事務・事業の再編・整理、廃止・統合②民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）③定員管理の適正化④手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）⑤市町村への権限移譲⑥出先機関の見直し⑦第三セクターの見直し⑧経費節減等の財政効果⑨その他の事例を中心に検討することとするが、このうち定員管理の適正化と給与の適正化については、人件費の見直しに関することが主なものと考えられ、「財政運営及び財政状況の改善には、技術上の改善と事業評価によるものが多いのではないか」との考えとは異なる系統での改善と思われること、また、人件費の見直しに関しては、そのみで大きな課題となるものであり、本稿では割愛する。なお、結果に関して言えば、現在のところ、地方公務員数については、平成7年以降現在まで純減しており、また、ラスパイレス指数も平成19年4月現在で98.5¹となっているなど、定員や給与面では、国の指針にもとづくものではあるが、順調に計画どおりに進んでいるように思われる。

2 国における動きについて

地方自治体の行政改革については、厳しい財政事情や地域経済の衰退を背景

¹ 総務省サイト「地方公務員の給与水準」より

に自ら率先して行っている自治体も多いと思われるが、その経緯をみると、平成9年には、総務省（当時自治省）から「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が示された。その後、平成16年に国において「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、これを受けて平成17年には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が総務省から示された。その後、国において「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」の制定、さらに平成18年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」を受け、平成18年8月には、総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示された。

3 地方公共団体における行政改革の進捗について

上記のように国により指針が示されているところであるが、今回は近畿地方の2府4県について、行政改革の進捗を見ていくこととする。

（1）滋賀県「新しい行政改革の方針」²

平成18年3月に「新行革大綱」を策定し、その取組を積極的に進めてきたところであるが、厳しい財政状況の中にあっても、県として果たすべき役割を将来にわたって担っていく必要があり、持続可能な行財政基盤を確立し、自らの責任による自主的、主体的な判断で、真に必要な施策を推進する自律型の県政経営を実現するため、将来を見据えたさらなる改革に早急に取り組んでいかなければならない。さらに今後の財政の見通しや「滋賀県基本構想」の策定等の状況変化を踏まえ、行政改革の全体的な考え方を示す「新しい行政改革の方針」が策定された。これは新行革大綱を全面的に改めるものである。①「地方政府」としての県の役割の発揮、②市町とのより適切な連携・協力関係の構築、③自律的で持続可能な財政基盤の確立、④対話と共感による開かれた県政の推進スリムな組織体制の構築、⑤県庁力の最大化といった、5つの基本方針のもとに、それぞれにおいて実施計画を策定しており、スケジュールと具体的取り組みを示している。

（2）京都府「京都府経営改革プラン」³

京都府では平成11年に「京都府財政健全化指針」を策定し、①地方財政基盤の強化、②徹底した内部改革、③施策の見直しを3本柱として総額650億円の財源確保目標を掲げ、全庁を挙げて抜本的な行財政改革の取り組みを進めて

² 滋賀県サイトより

³ 京都府サイトより

きた。さらに、地方分権型社会へいち早く対応できるよう、平成15年9月に「京都府行財政改革指針～いかくナビ～」を策定し、行財政体質の構造改革を図る取組みを進めている。この「いかくナビ」は、①地域の自立と地域最適状態(ローカルオプティマム)の実現、②地方分権化に対応する住民を出発点とする行政の確立、③財政の健全化の実現に向け、意識改革・組織改革・事業改革の3つの改革を全庁で進めていこうとするものであり、今回の「京都府経営改革プラン」は、「いかくナビ」が目指す改革を財政運営面から取り組んでいく指針として策定されたものである。プランの内容は、政策立案と事業手法の見直し、経営管理のあり方とその手法の見直し、積極的な増収策、府民とともに推進する経営改革プランが挙げられている。なお、府民とともに推進するとは、情報公開と第三者評価のことをいい、府民にわかりやすい財政情報の作成・公開と経営改革評価委員会の設置である。

(3) 大阪府「大阪府行財政改革プログラム」⁴

大阪府では、平成16年11月に策定した「大阪府行財政計画(案)改定版」をはじめ、これまで10年以上にわたり全国に先駆けた厳しい行財政改革に取り組んできたが、依然として府財政は歳出が歳入を超過する赤字構造であり、多額の府債残高、減債基金からの借入れを抱える状況にある。将来にわたって、府の役割をきちんと果たすため、行財政計画(案)に掲げた目標よりも1年早く、平成22年度には赤字構造から脱却し、次世代の負担(府債残高と減債基金借入累計額)を抑制していけるよう、平成18年11月には追加取組みとして「大阪府行財政改革プログラム(案)」が策定された。これは、持続可能性を点検する、民間の力を活かす、市町村と役割を分担する、ストック(資産)を活かす、コストを最小化する、の5つを改革の視点とし、財政構造の立て直しと、仕事の進め方を変えることを取組の2本の柱としている。

一方、平成20年2月には、前知事の任期満了による選挙が行われ、橋下新知事が就任した。橋下知事は、公約として財政再建についても取り組むことを掲げており、これも選挙の争点の一つであった。これまでも大阪府では、財政改革には取り組まれていたが、恒常的な赤字構造を根本的に解決するには至らず、減債基金からの借入れや借換債の増発に頼る財政運営を続けてきた結果、平成19年度末の減債基金借入残高は5,000億円を超え、その原資となる借換債の増発は累計3,500億円に達するなど、財政状況は極めて厳しい状況にあり、夕張市の例がマスコミ等に取り上げられたことなどから、府民も高い関心を有していたということであろう。

就任後まもなく、PTを立ち上げて、財政再建に向けた取組を進めていると

⁴ 大阪府サイトより

ころであるが、人件費の大幅な削減や補助金の見直しを含む非常に影響の大きい案が提示されたが、他府県への影響も考えられるところ、今後も引き続き、取組を注視していく必要がある。

（４）兵庫県「新行財政構造改革推進方策（第一次）」^５

兵庫県では、平成１１年度に「行財政構造改革推進方策」が策定され、また、その後の時代変化に対応するため、平成１５年には「行財政構造改革推進方策後期５か年の取組み」が策定された。一方、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業の影響等により厳しい財政状況が続くなか、新たな課題に的確に対応していくためには、行財政構造を持続可能なものへ転換していかなければならないため、平成１９年４月から行財政全般にわたる総点検を通じて、新たな行財政構造改革推進方策の策定に向けた取組みを進め、平成２０年２月、本庁組織の再編や定員・給与の見直し、事務事業・投資事業の改革など、平成２０年度から取り組む改革内容を取りまとめた、「新行財政構造改革推進方策〔新行革プラン〕（第一次）」が策定された。なお、地方機関の再編や試験研究機関、公営企業、公社等外郭団体の改革など、残された課題についてはさらに検討を進め、新行革プラン（第二次案）として取りまとめられる予定である。改革の視点として、次の１０のポイントを挙げており、改革の取組を進めることとしている。①時代の変化への的確な対応②国と地方、県と市町の新たな関係の構築③さらなる公民協働の推進④効率的な県政運営の推進⑤個人給付や行政サービスの受益と負担の適正化⑥「つくる」から「つかう」⑦自主財源の確保⑧県民ニーズへの的確な対応⑨庁内自治の推進⑩改革の絶えざる検証。なお、プランにおいては、詳細な個別事業ごとに現状と見直し内容を示すとともに、効果額についても算定している。

（５）奈良県「奈良県行政経営プログラム」^６

平成８年に「奈良県行財政改革大綱」及び「行財政改革実施計画」を策定して以来、３年を１つの区切りとして、全庁的に行財政改革に取り組んでおり、最近では平成１７年３月に策定した「第二次新行財政改革実施計画」（平成１７年度～１９年度）に基づき、各般の取組が行われてきた。しかしながら、さらなる財政基盤の充実を図りつつ、将来の県勢発展に向けた施策を実現するため、平成１９年１１月に「当面の行財政運営に関する基本的な考え方」を取りまとめ、財政健全化と必要な施策の実現との両立を目指すという基本姿勢を明確にし、これに沿って本プログラムが策定されたものである。本プログラムでは、財政の健全化と必要な施策の実現の両立のため、仕事のしかたの改善や経

^５ 兵庫県サイトより

^６ 奈良県サイトより

営資源の効果的活用を図ることとし、１２３の項目ごとに取組目標・内容を示している。

（６）和歌山県「新行財政改革推進プラン」^７

和歌山県では、平成１７年度に「行財政改革推進プラン（旧プラン）」を策定し、職員定数の適正化や財政の健全化に取り組んできた。一方、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、新たな「長期総合計画」に掲げた各種施策を実現するためには、更なる行財政改革の推進が必要であることから、旧プランの基本方針を継承し、これまでの行財政改革への取組の進捗等を踏まえた「新行財政改革推進プラン～持続可能な県政へ～」が策定された。

内容的には、財政面からのアプローチによると思われる計数による目標の提示となっており、具体的な事例はあげられていない。外郭団体についても、県の一般会計の持続可能性を阻害しないかどうかといった点で評価されている。

４ まとめ

近畿２府４県の行政改革の状況をそれぞれプランに基づき検討したが、これらの行政改革プランの他にも個々の方針や取組を行っており、全てを行革プランで担保しているものではなかった。近畿について言えば、特に京都府が様々な取り組みを行っている。一方、財政運営及び財政状況の改善には、技術上の改善と事業評価によるものが多いのではないかと、さらにそれらは行革プランに基づくものではないかとの当初の考えであったが、実際に行革プランを見ていくと、むしろプランに基づくものではない各自治体の独自の政策によるものが多かった。特に政策評価、事務事業評価については、行革プランとは別のアプローチとして、別途行っていることがわかった。今後はさらにこの評価と行政改革の動きを連動させて限りある行政資源の効率的利用を図っていく必要がある。

^７ 和歌山県サイトより